

総社市公共施設の暴力団排除に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第9号

総社市公共施設の暴力団排除に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(総社市公共施設の暴力団排除に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 総社市公共施設の暴力団排除に関する条例施行規則(平成21年総社市規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前																		
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																		
<table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>総社市常盤集会所</td><td>総社市三輪1256番地1</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	施設名	所在地	略		総社市常盤集会所	総社市三輪1256番地1	略		<table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>総社市常盤集会所</td><td>総社市三輪1256番地1</td></tr><tr><td>総社市昭和福祉センター</td><td>総社市美袋1915番地4</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	施設名	所在地	略		総社市常盤集会所	総社市三輪1256番地1	総社市昭和福祉センター	総社市美袋1915番地4	略	
施設名	所在地																		
略																			
総社市常盤集会所	総社市三輪1256番地1																		
略																			
施設名	所在地																		
略																			
総社市常盤集会所	総社市三輪1256番地1																		
総社市昭和福祉センター	総社市美袋1915番地4																		
略																			

(総社市公印規則の一部改正)

第2条 総社市公印規則(平成17年総社市規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後								改正前							
別表（第3条関係）								別表（第3条関係）							
公印の種類	整理番号	書体	寸法	保管部署	使用区分	印材	個数	公印の種類	整理番号	書体	寸法	保管部署	使用区分	印材	個数
略								略							
削除	40							総社市長之印（昭和福祉センター専用）	40	れい書	方 21 ミリ	昭和福祉センター	昭和福祉センター専用	木	1
岡山県総社市長之印（上林会館専用）	41	てん書	方 21 ミリ	上林会館	上林会館専用	木	1	岡山県総社市長之印（上林会館専用）	41	てん書	〃	上林会館	上林会館専用	〃	1
略								略							

（総社市財務規則の一部改正）

第3条 総社市財務規則（平成17年総社市規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第3（第81条関係）			別表第3（第81条関係）		
設置場所	出納員	委任事務	設置場所	出納員	委任事務
略			略		

改正後				改正前			
保健福祉部	略			略			
	福祉課	課長	課及び課に附属する施設の所掌に属する使用料及び負担金並びに貸付金の償還金及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部	福祉課	課長	課及び課に附属する施設（昭和福祉センターを除く。）の所掌に属する使用料及び負担金並びに貸付金の償還金及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部	
	長寿介護課	課長	課及び課に附属する施設の所掌に属する使用料及び負担金並びに貸付金の償還金及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部	長寿介護課	課長	課及び課に附属する施設の所掌に属する使用料及び負担金並びに貸付金の償還金及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部	
				昭和福祉センター	次長	昭和福祉センターの所掌に属する使用料及びその他の収入金の出納及び保管の事務の一部	
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。